

直近の重要な法改正及び コロナに係る労務対応等 について

今年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け様々な業種で厳しい経営を迫られる中、働き方改革による法改正や老後の生活に直結する高齢者雇用並びに年金に関する見逃せない改正がありました。またコロナによる休業要請によって「雇用調整助成金」等、様々な助成金が登場し、世間的にも認知され活用されました。

1 コロナ下の休業手当

●休業手当の支払

| | 支払義務のない場合 | 支払義務のある場合 |
|------|--|--|
| 休業手当 | ①休業の原因が外部にある ②事業主が最大の注意をしても避けられない ①②いずれも満たしていること | 使用者の責めに帰すべき事由である →在宅勤務が可能にもかかわらず、十分な検討もせず休業回避に十分な施策をしていないと認められる場合等 ※平均賃金の60%以上の支払が必要 |

該当する労働者を休業させ法定以上の休業手当を支払った事業主に「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」が支給されました。

3 年金法改正 (2020.10.01以降順次改正法施行)

(1) 被保険者の適用拡大

| | 改正点 | 現行 | 改正 | 施行日 |
|---|---------------|------------|---------|------------|
| ① | パートの社会保険加入拡大 | 社員500人超 | 社員100人超 | 2022.10.01 |
| ② | 社保適用業種の拡大 | 法人でない士業不適用 | 士業への適用 | 2022.10.01 |
| ③ | 勤務期間要件の取扱いの変更 | 勤務期間1年以上見込 | 撤廃 | 2022.10.01 |

(2) 在職老齢年金の改正

| | 改正点 | 現行 | 改正 | 施行日 |
|---|----------------|-----------|-----------------|------------|
| ① | 在職老齢厚生年金受給者年金額 | 70歳到達時に決定 | 65歳以上は毎年定時改定を行う | 2022.04.01 |
| ② | (低)在職老齢年金額 | 基準調整額28万円 | 基準調整額47万円 | 2022.04.01 |

(3) 受給開始時期の選択肢拡大

| | 改正点 | 現行 | 改正 | 施行日 |
|---|---------------|----------|--|------------|
| ① | 受給開始時期の選択肢の拡大 | 60~70歳 | 60~75歳 | 2022.04.01 |
| ② | 加給年金・振替加算 | 繰下ると受給不可 | 厚生年金を繰下しない →加給年金受給可 基礎年金を繰下しない →振替加算受給可 | 2022.04.01 |

(4) 確定拠出年金の見直し

| | 改正点 | 現行 | 改正 | 施行日 |
|---|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| ① | 確定拠出年金加入可能年齢 | 企業型65歳未満 個人型60歳未満 | 企業型70歳未満 個人型65歳未満 | 2020.04.01 2020.05.01 |
| ② | 確定拠出年金中小企業向け制度対象範囲拡大 | 100人以下 | 300人以下 | 2020.10.01等 |

2 高齢者雇用安定法改正 (2021.04.01改正法施行予定)

2021年4月の改正で以下に示す「高齢者就業確保措置(努力義務)」が新たに追加されます。

| | |
|---|---|
| ① | 70歳までの定年引上げ |
| ② | 70歳までの継続雇用制度の導入(特殊関係事業主 ^{※1} に加え、 その他の事業主によるものも含む) |
| ③ | 定年廃止 |
| ④ | 高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 |
| ⑤ | 高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に a 事業主が自ら実施する社会貢献事業 b 事業主が委託、出資等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入 |

※④⑤【創業支援等措置】(雇用以外の措置) 過半数組合・過半数代表者の同意を得て導入

※1 特殊関係事業主…自社の(1)子法人等、(2)親法人等、(3)親法人等の子法人等、(4)関連法人等、(5)親法人等の関連法人等

CONTENTS

01. 契約書の押印について
02. 相続人が海外にいる場合の相続登記
03. 固定資産税・償却資産税の減免について
04. 直近の重要な法改正及びコロナに係る労務対応等について

NTS総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP:http://nts-cgr.jp/

■ NTS総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
■ NTS総合弁護士法人 ■ NTS総合社会保険労務士法人
■ NTS総合司法書士法人



NTS総合コンサルティンググループ
代表 吉井 清信

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症に世界中が翻弄され続けた1年が明けましたが、先月末、1日当たりの感染者が全国で4,500人超と過去最高を更新し、年明け後も3,000人超の状況が続いており、当面先の見えない状況が続くことを覚悟せざるを得ず、人々や企業等に更なる行動変容が求められる1年となることが考えられます。

ポストコロナを含む今後の中長期的な日本経済の動向を考えると、今回の感染拡大が経済社会のデジタル化を加速させ、産業構造の変化をもたらす可能性があります。あるアンケートでの“感染拡大前”と比較した“感染拡大後”の中長期的な業界全体の需要動向の見通しでは、“拡大”15.3%、“同水準に戻る”45.1%と予想している一方で、“縮小”が39.6%も占めています。また、デジタル化による関連製品(生産用機械、情報通信機械)の需要増加による拡大があると予想される一方で、ECの普及による実店舗での売上減少やWEB会議の普及によるビジネス需要の減少(旅館業、宿泊業)などが見込まれています。企業等は、置かれている環境の変化に着実に対応していくことが急速に求められているように思います。

話題は変わり、2021年夏に延期された東京オリンピック・パラリンピックが、実際に開催されるのに関心が高まっていることと思います。東京オリンピックには約1万人の選手(関係者を含めると3万人)の参加が見込まれ、チケットは海外を含め400万枚以上がすでに販売され、多くの観客が訪れる予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大をどう防ぐのかが開催実現のカギとなっています。

参加選手の出身国・地域は200前後に及び、IOCは、選手にワクチン接種を推奨、入国後の選手は選手村などで4~5日毎に検査を受け、スマートフォンには健康状態や位置情報を把握できるアプリを組み込み、練習場所や移動手段などの行動計画の提出を求めるとしています。また、検査拒否や無断外出といったルール違反には、組織委などが改善勧告をし、違反が続けば参加資格の取消しなど厳正な対処も想定しています。海外からの観客に対してもアプリの導入を求め、ビザと入場チケットなどのデータと連動させることなども検討していますが、どれだけの観客を受け入れるかは、感染状況を踏まえ、政府は春までに方針を決定するようです。

世界に感動と勇気、そして夢を与えるオリンピックが実現することを期待したいと思います。



NTS 総合弁護士法人

契約書の押印について

今般の新型コロナウイルス禍では、多くの企業がテレワークを導入しましたが、社内の文書や他社との契約書への押印が予定どおりに得られず、困られた方もいるのではないのでしょうか。政府も、行政手続における押印の廃止を進めています。今回は、この「押印」についてご説明いたします。

1 書類に対する押印の意味

契約の成立に関する民法の原則的な考え方は、「法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない」というもので、今般の債権法改正によって明文化（民法522条2項）されました。すなわち、押印がないからといって契約が無効になるわけではなく、契約書を作成することも必要とはされていません。

とはいえ、企業間の契約では、合意の内容を明確にして、万一紛争になった際の証拠とできるように、契約書を作成することが一般的です。民事訴訟法の分野では、「二段の推定」という考え方があり、①作成名義人の印章（印鑑）による印影があれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定され（一段目の推定）、②名義人の押印があるときは、文書の成立の真正が推定されます（二段目の推定、民事訴訟法228条4項）。推定の詳しい根拠は省略させていただきますが、契約書に押印がされることに意味がないわけではなく、むしろ、重要な意味を持っているといえます。

押印の代替手段として電子署名というものがあり、電

子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）によって、本人による一定の要件を満たす電子署名が行われた電子文書等は、真正に成立したもの（本人の意思に基づき作成されたもの）と推定されます。

2 押印の慣行とその将来

法律の条文で、押印が必要とされている書類もあります。たとえば民法によると、自筆証書遺言は「これに印を押さなければならない」（民法968条1項）、つまり押印があることが法律上の要件とされています。ただし、白系ロシア人が作成した「押印を欠く自筆証書遺言」を有効とした最高裁の判例があります。この判決は、遺言者が、押印の慣行のない社会で生活してきたという特段の事情を考慮した、極めて例外的な判断とされています。

現在の日本は、押印の慣行のある社会であることは間違いなく、押印が必須となる書面も残っています。けれども、電子契約等の普及により、契約書への押印が求められる場面は、今後は減っていくものと予想されます。今般のコロナウイルス禍は、その流れをいっそう加速させたといえるのではないのでしょうか。

登記

相続人が海外にいる場合の相続登記

相続手続に長く関与していると、案件の中には、①相続人が海外在住である場合、②相続人の国籍が日本以外である場合が出てきます。

純粋に日本国内に住所を有する日本人の相続登記をする場合には、戸籍をあつめて、「被相続人の相続人は誰なのか」を証明したうえで、遺産分割協議書に相続人が実印を押印して、その印鑑証明書を添付することがほとんどです。しかし、日本のように実印制度を採用している国は少ないですし、戸籍制度を採用している国も少数です。そのため、海外がからむ案件では、別の書類を用意する必要があります。

1 相続人が海外在住である場合

相続人が海外に移住した場合、日本の住民票には海外の住所が記載されません。そのため、遺産分割協議をする場合、現在の住所の印鑑証明書を取得することができません。

この場合、印鑑証明書にかわって「署名証明書（サイン証明書）」を取得する方法がとられています。署名証明書は、現地の在外公館（大使館、領事館）に相続人が赴いて、領事の面前で、持参した書類（遺産分割協議書など）に署名をし、領事が署名したことを証明したものをいいます。印鑑のかわりに署名を照合することで、書類の真正を判断するものです。

また、相続人の住所を証明したい場合には、「在留証明書」を取得する必要があります。在留証明書に本籍が記載されれば、同一の本籍が記載された戸籍謄本により相続人であることが証明でき、在留証明書でその相続人が海外の住所であることを証明できることとなります。

2 相続人の国籍が日本以外の場合

日本人と外国人の両親を持つ方など、相続人が外国籍となっている場合があります。その場合、日本の戸籍には、相続人の名前が記載されていないため、戸籍ではなく別の書類で相続人であることを証明する必要があります。

アメリカ国籍の方ならば、「出生証明書」に父母のデータや出産した日時場所などが詳細に記載されており、戸籍に劣らない内容です。これに加えて補強資料として、「宣誓供述書」を作成することが多いです。宣誓供述書とは、公証人の面前で宣誓した上で、住所や相続人であること等を陳述し、供述したことを公証人が証明する文書です。直接的な証明文書とは少し色合いが違いますが、公的書類として、登記手続で添付書類として利用されています。

所属する国ごとに用意できる書類は異なるので、事案ごとにより専門的な判断が必要となります。

会計・税務 NTS 総合税理士法人

令和3年2月1日(月) 締切 固定資産税・償却資産税の減免について

新型コロナウイルスで影響を受ける事業者の税負担軽減のために、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税等が減免されます。

1 対象となる事業者

・ 資本金が1億円以下であり、かつ大企業の子会社でない等、一定の要件を満たす中小企業者、及び個人事業主。

2 対象となる税目

・ 家屋（個人事業主の場合は、事業供用部分に限る）に係る固定資産税・都市計画税
・ 償却資産税

3 減免率

| 令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヵ月間の事業収入の対前年同期比減少率 | 減免率 |
|---|------|
| 50%以上 | 全額 |
| 30%以上50%未満 | 2分の1 |

4 申告までの流れ



※家屋や償却資産が複数の市区町村にある場合は、それぞれの市町村（都税事務所）に提出となりますが、eLTAXの場合はまとめて申告が可能です。またeLTAXの場合は、申請者及び税理士等の押印は不要です。

なお、令和3年度の償却資産の申告は、これらの手続とは別に必要になりますのでご注意ください。

